

延岡市生成 AI 利用契約に係る企画提案（プロポーザル）実施要領

1. 目 的

この要領は、生成 AI 利用契約にあたり、その契約相手方を企画提案方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 概 要

- (1) 件 名 延岡市生成 AI 利用契約
- (2) 内 容 「生成 AI 利用契約仕様書」に記載
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※令和 7 年 9 月中に使用できる環境を構築すること。

延岡市生成 AI 利用契約について、本プロポーザルにより選定された事業者と契約を行う。初期構築費用及び使用期間の経費についても、本プロポーザルの選定上の価格評価に含めるため漏れの無いように注意すること。

(4) 提案限度額

環境構築及び使用契約業務の費用 2,797,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
運用支援業務 3,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、使用契約業務については、令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月までの利用で提案すること。

提示された見積金額は選定上の価格評価に使用する。なお、仕様書に無い提案点部分の機能を実装する費用については見積の対象外とするが、企画提案書内に参考価格を記載すること。

3. 事務局

延岡市企画部情報政策課（本庁舎 6 階）
〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1
電話：0982-22-7004
FAX：0982-34-6553
E-mail：jouho-k@city.nobeoka.miyazaki.jp

4. 参加資格

次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ないもののいずれかに該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (6) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (7) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が、延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 令和 2 年度以降に国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務を行った実績があること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5. 選定スケジュール

- (1) 公募期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 令和 7 年 7 月 14 日（月）
- (2) 質問受付期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 令和 7 年 7 月 8 日（火）
- (3) 質問回答日 令和 7 年 7 月 10 日（木）
- (4) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 7 月 16 日（水）
- (5) 企画提案書等受付期間 令和 7 年 7 月 16 日（水）～ 令和 7 年 7 月 23 日（水）
- (6) プレゼンテーション実施日 令和 7 年 7 月 29 日（火）
- (7) 審査結果通知 令和 7 年 7 月 31 日（木）
- (8) 契約締結 令和 7 年 8 月 7 日（木）まで

※上記（7）～(8)については、参加者数等により変更する可能性があります。

6. 実施要領等の交付

- (1) 交付期間
令和 7 年 7 月 1 日（火）から 令和 7 年 7 月 14 日（月）
※最終日は正午までの交付とする。
- (2) 交付方法
延岡市ホームページからダウンロードすること。
- (3) 交付する実施要領等
交付する実施要領等は次のとおり。
 - ① 延岡市生成 AI 利用契約に係る企画提案（プロポーザル）実施要領
 - ② 生成 AI 利用契約仕様書
 - ③ 生成 AI 利用契約企画提案書作成要領
 - ④ 審査要領
 - ⑤ 延岡市生成 AI 利用契約企画提案書等評価基準
 - ⑥ 様式 1 参加申込書兼誓約書
 - ⑦ 様式 2 質問書
 - ⑧ 様式 4 企画提案書等の提出について

7. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 参加申込書兼誓約書（様式 1） 1 部

- ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ③ 市税完納証明書：延岡市内に本店又は支店がある場合のみ（発行日から3か月以内、写し可）
- ④ 国税完納証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑥ 上記4.（8）に記載する実績を証する書類の写し（契約書・事業完了が確認できる書類）1部

(2) 提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により3. に記載する事務局に提出すること。

※持参による受付時間は午前9時から午後5時までとし、土日祝日を除く。

※郵送の場合は提出期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。

8. 質問受付及び回答

(1) 質問方法

① 提出書類 質問書（様式2）

② 提出方法 電子メールにて「3. 事務局」に記載する事務局に提出し、提出後は電話にてメール受信確認の連絡を行うこと。

(2) 受付期限 令和7年7月8日（火）午後5時まで

(3) 回答方法 質問に対する回答は、集約して質問者名をふせて令和7年7月10日（木）までに本市のホームページで公表する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する。

9. プロポーザル参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加資格審査の結果については、申請者に対し、令和7年7月16日（水）に参加資格審査結果通知書（様式3）にて電子及び書面にて通知する。

10. プロポーザル参加資格の取消

プロポーザル参加資格を認められた者が、プロポーザル参加資格審査結果の通知をした日から選定までの間に延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に該当する行為があった場合、又はその他参加資格の要件を満たさなくなると認められる場合には、その者のプロポーザル参加資格を取消し、提案等を無効とする場合がある。

11. 企画提案書等の提出等

プロポーザルの参加資格が認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書等の鑑（様式4）

② 企画提案書（様式任意）

※延岡市生成AI利用契約企画提案書等評価基準を踏まえ、提案者としてのアピールポイント等を具体的に記載すること。

※画面や操作方法のイメージ図を添付するなど、特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な企画提案書を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いて脚注を付記するなど理解しやすいものとする。

③ 業務実施体制申告書（様式任意）

④ 業務実施日程表（様式任意）

⑤ 見積書及び見積額内訳明細書（様式任意）

※1 見積書は延岡市長宛とすること。

※2 見積額内訳明細書に環境構築及び使用契約業務の費用、及び運用支援業務のそれぞれの見積金額が分かるよう記載すること。

※3 見積書の作成にあたり、今後の打合せにおいて生じる経費など仕様書等に記載するもの以外の経費が発生すると見込まれる場合も漏れなく記載すること。

(2) 作成方法

「生成 AI 利用契約企画提案書作成要領」に従い作成すること。

(3) 提出方法

上記 7 (3) と同じ。なお、企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退の旨を記載した書面（様式任意）を提出すること。

(4) 提出部数 正本を 1 部、副本を 5 部、電子データ（CD-ROM）1 枚で提出すること。

(5) 提出期間 令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 7 月 23 日（水）

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、土日祝日を除く。

12. プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日等を令和 7 年 7 月 25 日（金）までに電子で通知する。

なお、詳細については、別紙 1「審査要領」のプレゼンテーションの実施によるものとする。

13. 受託候補者選定方法

上記 4 の参加資格を満たし、企画提案書等の提出を行った参加者に対し、プレゼンテーションを基に企画提案書等の審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、見積書の価格が低い提案者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書等を提出した者が 1 者の場合でも審査は実施する。詳細については別紙 1「審査要領」によるものとする。なお、オンライン対応等に変更する場合は、上記 12 と併せて提案者に通知する。

14. 審査結果の通知

審査結果については、令和 7 年 7 月 31 日（木）にプロポーザル参加事業者に対し電子及び書面にて通知する。なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

15. 契約の締結

別紙 1「審査要領」により選定した受託候補者と内容、経費等について協議し契約を締結する。なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能とな

った場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

16. 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (4) 審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合。
- (5) 見積書が提案限度額を超過している場合。
- (6) プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合。
- (7) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

17. その他

- (1) 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は一切返却しない。
- (3) 提出された書類の訂正・差替えは認めない。
- (4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 企画提案書等は、延岡市情報公開条例（平成 11 年条例第 25 号）の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- (6) プロポーザル参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。